

北海道アザラシ管理計画 平成 29 年度事業実施計画

平成 29 年 3 月

北海道

内容

- 1 第 1 期計画の実施結果及び評価（平成 28 年度時点）
- 2 平成 29 年度事業実施計画

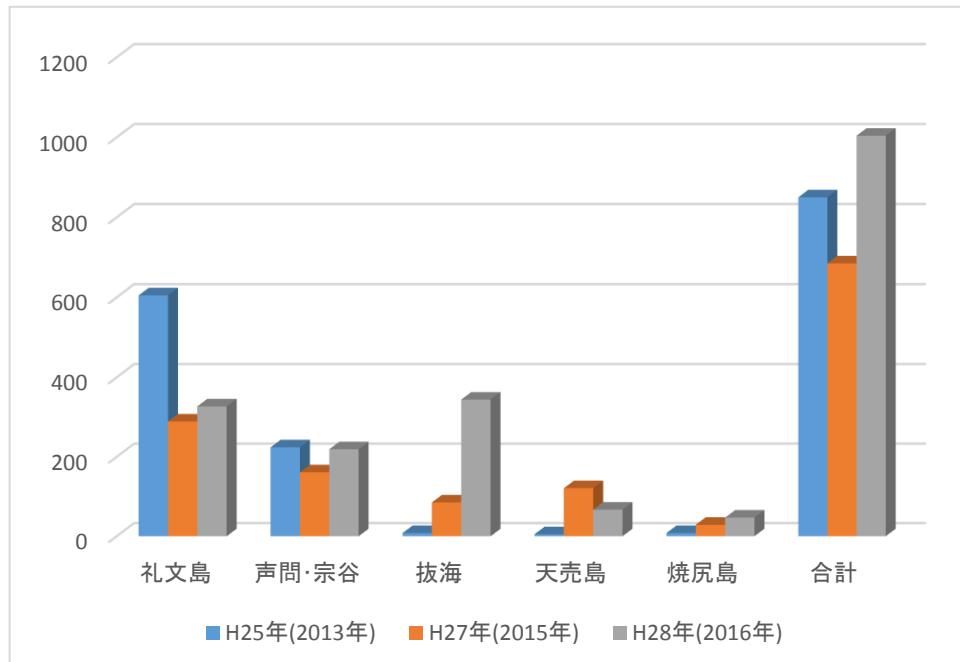
第1期計画の実施結果及び評価（平成28年度時点）

1 個体群管理

（1）ゴマフアザラシ周年定着個体数（夏期確認個体数）

ゴマフアザラシの道北地域（礼文島、声問・宗谷、抜海、天壳島、焼尻島）の周年定着個体数（夏期確認個体数）は、平成25年から調査を開始している。（図1、表1）

（図1）ゴマフアザラシ周年定着個体数（夏期確認個体数）の推移



（表1）周年定着個体数（夏期確認個体数）（単位：頭）

調査時期	道 北 地 域					合計
	礼文島	声問・宗谷	抜海	天壳島	焼尻島	
H25年(2013年)	605	224	8	5	8	850
H27年(2015年)	289	161	85	121	29	685
H28年(2016年)	327	219	344	67	47	1,004 ※参考値

「平成25年(2013年)度ゴマフアザラシ保護管理手法確立調査業務報告書」及び「平成27年(2015年)

度～平成28年(2016年)度ゴマフアザラシ広域連携捕獲実証調査業務報告書」

※抜海での調査時に冬期北海道回遊群が入ってきた可能性が高いことや調査精度が上がったことから
H28の個体数は参考値とする。

平成28年のゴマフアザラシ周年定着個体数は、目視状況では減少していると考えられたが、定点カメラ等による観測データでは1,004頭（参考値）と増加している。これは、平成25年時点と比較して、定点カメラなどにより調査精度が上がったことや冬期北海道回遊群（冬期に流氷とともに北海道の南西部を除く全道沿岸に回遊し、日本海側では11月から翌年5月まで滞在）が10月に北海道沿岸に入りきていることなどの状況変化があり、周年定着個体数の算出に当たっては考慮すべき要因があると考えられる。

2 捕獲について

(1) アザラシ類捕獲従事者数

銃による捕獲については、平成 27 年 1 月 19 日付けでアザラシ捕獲許可の要件を緩和し、トド採捕従事者が狩猟免許を有していないなくても鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の対象となるようにしたことから、アザラシ類捕獲従事者は増加している。（表 2）

（表 2）アザラシ類捕獲従事者数

（単位：人）

区分	平成 23 年度 2011 年度	平成 24 年度 2012 年度	平成 25 年度 2013 年度	平成 26 年度 2014 年度	平成 27 年度 2015 年度
アザラシ類	29	29	32	51	52
トド				158(36)	179(44)

（ ）は、アザラシ類の従事者と重複している者

今後も引き続きアザラシ類の捕獲従事者を確保していくため、トド採捕従事者によるアザラシ類捕獲の推進や新たな捕獲従事者の育成などを行っていくことが必要である。

(2) ゴマフアザラシ捕獲頭数

（表 3）のとおり平成 23 年度は 50 頭だったが、平成 27 年度には 273 頭に増加している。

（表 3）ゴマフアザラシ捕獲頭数

（単位：頭）

区分	平成 23 年度 2011 年度	平成 24 年度 2012 年度	平成 25 年度 2013 年度	平成 26 年度 2014 年度	平成 27 年度 2015 年度
礼文町	47	126	94	278	147 (道事業) 57
稚内市	0	0	0	1	16
猿払村	0	0	5	1	2
羽幌町焼尻	0	6	16	12	22
湧別町	0	0	29	0	27
羅臼町	3	15	13	3	2
合 計	50	147	157	295	273

北海道環境生活部「鳥獣関係統計」

捕獲頭数の増加は、上記（1）のとおりアザラシ捕獲従事者が増加したことによる効果と考えられる。

さらに平成 28 年 4 月 1 日付けで留萌・宗谷管内において捕獲許可期間や捕獲従事者 1 人当たりの捕獲頭数等の規制緩和（表 4）を実施したことから、より効率的な捕獲が可能となると考えられる。

(表4) 捕獲許可基準

鳥獣の種類		捕獲期間	捕獲従事者数	捕獲数量
アザラシ類 (ゼニガタア ザラシを除く)	道北(留萌・宗谷) における許可申請	3月以内	10人以内	1人当たり20頭以内
	上記以外の許可申請	2月以内	10人以内	1人当たり10頭以内

(3) 漁業被害調査

(ア) 漁業被害額

道が実施している「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」によると、ゴマフアザラシによる漁業被害額（食害により売り物にならなかつた漁獲量や想定される漁獲量に対して減少した漁獲量の推計値に市場出荷時の平均的な単価を乗じるなどして求めたものなど；表5）は、平成27年度で約2億3千万円となっている。

(表5) ゴマフアザラシによる漁業被害額 (単位：千円)

区分	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度
石狩	470	0	0	0	0
後志	0	4,241	10,264	32,555	31,380
留萌	18,236	30,064	98,257	76,474	71,970
宗谷	41,383	50,452	40,153	27,699	68,567
オホーツク	0	0	0	0	148
釧路	0	9,593	8,513	8,703	10,475
根室	0	19,616	49,407	33,452	47,385
被害額計	60,089	113,966	206,594	178,973	229,925

北海道水産林務部「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」

(イ) 漁業被害認識調査

漁業被害額については、被害実態を適確に反映しているとは限らないことから、漁業者の被害認識などを基に被害の増減傾向についても把握に努める必要があり、周年定着個体の削減による漁業被害の軽減効果を検証するため、漁業協同組合、漁業者からの聞き取りなどを実施し、数字だけでは評価できない定性的評価を実施した。

(表6) 漁業被害聞き取り調査結果

地域	調査月日	主な被害魚種	被害のある漁業種と被害状況
礼文	H28. 8	タコ、 ホッケ、 タラ	①ホッケ・タラ刺し網（4～10月のホッケ、11～3月のタラ） ②トドの被害が中心で、アザラシの被害は「ある」という漁業者と「ない」という漁業者がいる。 アザラシの被害については、トド島周辺の捕獲効果の影響で一時期より減った。
稚内	H29. 1	ニシン、 サケ、マス、 カレイ、 タコ、カスベ	①小型定置網（5月半ば～8月）、刺し網、タコの空網漁、サケ定置（8月末～） ②全般的に被害があるが抜海地区と声問地区の被害が大きい ③抜海港には多数のアザラシが滞留している。
宗谷	H29. 1	サケ、 マス、 カレイ	①サケ定置網、タコ箱 ②サケ定置網に特に大きな被害がある。 ③漁業者ハツター5名設置、今後トドアザラシの駆除や追い払いの実施を予定
羽幌	H28. 11	カレイ	①カレイ刺し網（3月中旬～6月中旬） ②羽幌12～13名、苦前25名、初山別4名で並んで刺し網を張るが被害のある人（網）とない人（網）とがある。 ③トドかアザラシかオットセイかわからないところがある。
天売	H28. 11	タラ、 カレイ、 イカ、タコ	①サケ定置（4月半ば～5月）、タラ、カレイ刺し網（周年） ②アザラシの生息地に近いところがヤリサの漁場としても良い場所なので被害が大きい。
焼尻	H28. 11	なし	①ヤリサ定置（4月半ば～5月） ②ハツターによる捕殺の効果で被害は減少している

- [①被害のある漁業種
②被害の状況
③その他参考情報]

漁業被害の観点からは、トド、アザラシ、オットセイの被害の全体を見ていく必要があり、単に漁業被害が増えた、減っただけでなく被害がどう認識されているのかを各被害地で継続的にモニタリングしていく必要がある。

平成 29 年度事業実施計画

北海道アザラシ管理計画に掲げる「アザラシ類による漁業被害の軽減及び人とアザラシ類との共存」を達成するため、ゴマフアザラシの周年定着個体について、以下の考え方に基づき管理を行う。

1 個体群管理

(1) 個体数の削減目標

(ア) 基本的な考え方

- ・沿岸漁業資源への深刻な影響を回避するとともに漁業被害が受忍限度を超えない水準にまで軽減を図ることを目標とする。
- ・北海道沿岸のアザラシ類を適正な生息数、回遊個体数に維持することにより、アザラシ類の安定的な存続を図る。
- ・過剰な捕獲により、個体数が著しく減少しないよう継続的なモニタリングを行い隨時見直しを行ながら管理する。(順応的管理)

(イ) 個体数の削減目標について

周年定着個体は、母集団である冬期北海道回遊群から派生・分離したものであり、冬期北海道回遊群が増加傾向にあることから、周年定着個体の削減が派生源である冬期北海道回遊群に影響を及ぼす可能性は低いものと考えられる。

平成 28 年の道北地域の周年定着個体数は、定点カメラの画像解析などにより調査精度が上がったことや、冬期北海道回遊群の来遊時期の早期化などのため、平成 25 年の夏期より多くの頭数が確認された可能性が高く、単純な比較はできないが、現行の捕獲圧を維持するため平成 29 年（2017 年）度の個体数の削減目標は、第 1 期計画で定めた平成 29 年（2017 年）夏期の道北地域の周年定着個体数を平成 25 年（2013 年）夏期の確認個体数（850 頭）の概ね 2 分の 1 とすることとする。

なお、1/2 については、絶滅リスクを回避し、生息状況の変動による効果や影響の把握が可能であり、他の野生動物の管理においても当面の目標とされている数値である。

また、冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群（道東地域の尾岱沼や風蓮湖に 6 月から翌年 2 月まで滞在するグループ）に著しい減少が確認された場合は、原因を検証するとともに削減を中止するものとする。

(ウ) 周年定着個体数の検証

周年定着個体数については、最新の研究による分析・評価を行いより適確な生息数を算出するよう努め、次年度の事業実施計画に反映することとする。

2 捕獲について

(1) 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群による被害防止のための捕獲は引き続き実施できることから、道は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣害防止総合対策事業による対策等が進んでいない市町村等に対して、さらに対策が進むよう情報提供するなど働きかけるものとする。

(2) 周年定着個体

周年定着個体の削減のための捕獲や追い払いの期間は、6月1日から10月31日までとし、宗谷、留萌等日本海側北部の各上陸地点で広域的に連携して、銃や刺し網等により捕獲を実施し、状況に応じて、追い払い、上陸阻止を実施する。

その際には、周年定着個体が南下することがないよう連携した取組を実施するよう努めるとともに、計画期間中であっても、冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は、原因を検証するとともに、削減を中止するものとする。

また、天売島においては、国の鳥獣保護区に指定されているため、希少な海鳥の繁殖に影響を与えない手法により捕獲等を実施するものとする。

(3) 北海道アザラシ管理検討会

漁業被害額などのモニタリング結果及び平成29年の周年定着個体数の調査結果に基づき、削減の影響・効果の検証を行い次年度の事業実施計画に反映させるため、平成30年2月を目途に開催することとする。

3 モニタリング

(1) 個体数

周年定着個体の削減の状況、効果、影響を検証するため、平成29年度は次の方法により周年定着個体数及び回遊個体数の捕獲や追い払い実施前後の各上陸地点の個体数変化を分析する。

- ・目視によるカウント
- ・無人ヘリコプターの映像解析によるカウント
- ・定点カメラによる映像解析によるカウント

(2) 捕獲頭数、混獲頭数

道が作成する「鳥獣関係統計」や「海獣類漁業被害実態調査（混獲状況調査、出現状況調査）」から、捕獲頭数、混獲頭数及び目撃頭数を把握し、個体数動向の分析に資する。

(3) 漁業被害調査

漁業被害については、道が実施する「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」により引き続き把握していくとともに、被害の実態について、被害が生じている海域の漁業協同組合、漁業者から聞き取りを実施する。

(4) 効率的な捕獲手法調査

捕獲や追い払いを効率的に行うため、捕獲や追い払い実施時の逃避行動や再上陸行動、実施後の周年定着個体が元の回遊群に戻る「回遊性回復可能性」などの調査・分析を行う。さらに、個体数調査に加えて、季節ごとの同一の岩礁を利用する個体の特徴を把握することによる新たなモニタリング項目の検討やその場所にあった捕獲や追い払い方法の検討を行う。